

2024年8月20日

～農林水産省×株式会社セブン-イレブン・ジャパン～ 『セブン-イレブン店舗建設における 建築物木材利用促進協定』を締結

農林水産省と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：永松 文彦以下当社）は、木材利用を通じて脱炭素社会・循環型経済社会・自然共生社会の実現や地域活性化への貢献および、『都市（まち）の木造化推進法』に基づき、セブン-イレブン店舗建設における木材利用の推進を目的とした『セブン-イレブン店舗建設における建築物木材利用促進協定』を2024年8月20日（火）に締結いたしました。

記

- 協定の名称：『セブン-イレブン店舗建設における建築物木材利用促進協定』
- 協定締結日：2024年8月20日（火）
- 有効期間：協定締結日～2029年2月28日（水）
- 対象区域：全国
- 連携事項：

【農林水産省による支援】

技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。

【当社の取組内容】

- 今後、新たに出店する店舗などにおいて、持続可能な資源である木材（地域材）を積極的に活用した木造化・木質化を推進し、5年間で約1,375m³（25店舗/年×11m³/店×5年間）の地域材の利用を目指す。
- その際、利用する地域材は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく登録木材関連事業者等を通じて合法性が確認された木材を積極的に利用する。



▲協定締結時の写真
永松文彦社長、坂本哲志農林水産大臣

以上